

○ 防府市手話言語条例案比較表

委員 (案)		市 (第二案：修正素案)		修正内容		
条項	条文	条項	条文			
前文	<p>手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される言語である。</p> <p>我が国の手話は、ろう者の間で大切に受け継がれてきたが、長年の間、手話が言語として社会的に認識されることはなく、手話を使用する者は、様々な不安を感じながら生活してきたところである。</p> <p>こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、手話が言語であることに対する理解は十分なものではない。</p> <p>ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識を普及するため、この条例を制定する。</p>	前文	<p>手話は、<b>音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し</b>、手指や体の動き、表情<b>など</b>を使って<b>視覚的に</b>表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。</p> <p>しかしながら、過去には手話が言語として広く社会に認められなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者<b>や手話を必要とする人 (以下「ろう者等」という。)</b>は必要な情報を十分に得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。</p> <p>こうした中、平成18年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約<b>(平成26年条約第1号)</b>や平成23年に改正された障害者基本法<b>(昭和45年法律第84号)</b>において、手話が言語であると位置付けられた。</p> <p>防府市においては、令和4年に「防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」を制定し、<b>手話の理解及び利用の促進に積極的に</b>取り組んできたところである。</p> <p><b>防府市は、手話が言語であることの認識に基づき、ろう者等や手話に対する理解をさらに広げ、手話を使用しやすい環境を整えとともに、全ての市民が安心して生活することのできる共生社会を実現するため、</b>この条例を制定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の説明に、「音声言語とは異なる語彙や文法体系を有する言語」であることを追加</li> <li>・触手話等もあるため、手話を見るものと限定的に捉われないよう「視覚的に」を削除</li> <li>・「手話を必要とする人」を追加</li> <li>※第2条の定義変更と合わせる</li> <li>・条約番号、法律番号を記載</li> <li>・手話言語条例を制定する目的が明確になるよう修正</li> </ul>		
第1条	目的	この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）において手話が言語であると位置付けられたことを踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、もってろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。	第1条	目的	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話 <b>に対する理解の促進</b> 及び <b>手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する</b> 基本理念を定め、市の責務並びに市民等、 <del>ろう者、手話関係者</del> 及び事業者の役割を明らかにするとともに、 <b>手話に関する市の施策を</b> 総合的かつ計画的に <b>推進するための基本的事項を定めることにより、</b> 全ての市民が尊厳をもって、 <b>安心して生活</b> することのできる <b>共生社会</b> を実現することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手話を使用しやすい環境の整備」を追加。</li> <li>※共生社会の実現には、手話に対する理解促進や手話の普及とともに、手話を使用しやすい環境の整備も必要であるため</li> <li>・前文の条例制定目的と表現を合わせる</li> </ul>

委員 (案)			市 (第二案：修正素案)			修正内容
条項	条文		条項	条文		
第2条	用語の意義	この条例において「ろう者」とは、聴覚に障害のある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。	第2条	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。 <b><u>(2) 手話を必要とする人 ろう者以外で日常生活又は社会生活を営む中で手話を必要とする者をいう。</u></b> (3) 市民 市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。 (4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人若しくは団体をいう。	(2) 「手話関係者」→「手話を必要とする人」 ※ろう者以外にも、その家族や中途失聴者、難聴者、手話通訳者等、様々な人が手話を必要としている。そうした人たちが、条例の対象から除外されることのないようにするため
第3条	基本理念	手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識の下に、ろう者の手話により意思疎通を図る権利を尊重することを基本として行われるものとする。 2 手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行われるものとする。	第3条	基本理念	手話に対する理解の促進及び手話の普及 <b>並びに手話を使用しやすい環境の整備</b> は、手話が言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるという認識の下、 <b>全ての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われるものとする。</b>	・「環境整備」を追加 ・「誰もがお互いに」→「全ての市民が相互に」 ・「行われなければならない」→「行われるものとする」
第4条	市の責務	市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	第4条	市の責務	市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に <b>のっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を図るため、必要となる施策を総合的かつ計画的に</b> 推進するものとする。	・基本理念に「基づき」→「のっとり」 ※「基づき」は、条例・規則の第1条の趣旨規定の中で、その根拠を強調して示すときに用いる（法務部局より） ・「総合的かつ計画的に」を追加
第5条	市民の役割	市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるよう努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。 2 ろう者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。	第5条	市民等の役割	市民は、地域社会においてともに暮らす一員として、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。 <b>2 ろう者等は、市の施策に協力するよう努めるとともに、基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</b>	・「ろう者等の役割」を第2項に追加 ・見出しを「市民等」に修正 ※第6条「ろう者及び手話関係者の役割」は、内容が同じため削除
			<del>第6条</del>	<del>ろう者及び手話関係者の役割</del>	<del>ろう者及び手話関係者は、手話の普及及び習得の機会の提供に主体的に取り組むよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。</del>	
第6条	事業者の役割	事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。	第6条	事業者の役割	事業者は、基本理念に対する理解を深め、 <b>ろう者等</b> が利用しやすいサービスの提供及び、 <b>ろう者等</b> が働きやすい環境づくりに努めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。	・「ろう者等」に修正

委員(案)		市(第二案:修正素案)		修正内容
条項	条文	条項	条文	
第7条	<p>計画の策定及び実施</p> <p>市は、法第11条第3項に規定する市町村障害者計画において、次に掲げる施策を定め、これらを総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策</p> <p>(2) 手話による情報の発信及び取得の推進に関する施策</p> <p>(3) 手話により円滑な意思疎通ができる環境の構築に関する施策</p> <p>(4) 手話通訳者(手話によりろう者とうろう者以外の者との意思疎通を仲介する者をいう。)の確保及び養成並びに派遣に関する施策</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める施策</p> <p>2 市は、前項の方針の策定に当たっては、障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。</p>	第7条	<p>施策の推進方針</p> <p>市は、<b>第4条の規定にのっとり</b>、次に掲げる施策について推進するものとする。</p> <p>(1) <b>手話に対する理解の促進及び手話の普及</b>に関する施策</p> <p><del>(2) 手話の普及に関する施策</del></p> <p>(2) 手話による情報の発信及び取得に関する施策</p> <p>(3) <b>手話を使用しやすい環境の整備</b>に関する施策</p> <p>(4) <b>手話による意思疎通支援者</b>の養成及び確保に関する施策</p> <p>(5) <b>手話を学ぶ機会の確保に関する施策</b></p> <p>(6) 災害等の非常時における情報の取得及び意思疎通の支援に関する施策</p> <p>(7) 学校等における手話に接する機会の提供、その他手話に親しむための取組を通じた手話への理解の促進に関する施策</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策</p> <p><b>2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するために必要があるときは、ろう者等並びにその他関係者及び関係団体の意見を聴くよう努めるものとする。</b></p>	<p>・「施策の推進方針」→「施策の推進」</p> <p>※条例の枠組みの中で、直接施策を推進するため。(別途「施策の推進方針」を策定することを前提としていない)</p> <p>・第4条にのっとり、総合的かつ計画的に施策を推進するよう規定する。</p> <p>(1) 手話の理解促進と普及をまとめる。</p> <p>(3) 手話による意思疎通の支援から修正</p> <p>(4) 手話奉仕員等の意思疎通支援者も含むよう「手話通訳者」→「手話による意思疎通支援者」に修正</p> <p>(5) 市民等が手話を学ぶ機会の確保を図るため、追加</p> <p>施策推進の実効性を担保するため、追加</p>
第8条	<p>手話を学ぶ機会の確保</p> <p>市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。</p>			第7条に規定し、関係施策を総合的かつ計画的に推進する
第9条	<p>学校における手話の普及</p> <p>市は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。</p> <p>3 学校の設置者は、学校において手話を必要とする幼児、児童、生徒又は学生がいる場合に、必要な手話に関する支援を受けられるよう努めるものとする。</p>			第7条に規定し、関係施策を総合的かつ計画的に推進する
第10条	<p>医療機関における手話の啓発</p> <p>医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、医療機関において聴覚障害の診断及びその後の本人と家族の支援に携わる者に対し、手話への理解のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>			第7条の規定にのっとり、関係施策を総合的かつ計画的に推進する
第11条	<p>事業者への支援</p> <p>市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。</p>	第8条	<p>事業者への支援</p> <p>市は、<b>ろう者等が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。</b></p>	第6条の取組を行う事業者に対する支援について規定する
第12条	<p>災害時の対応</p> <p>市は、災害その他の非常事態において、ろう者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し円滑に意思疎通を図ることができるよう、その他の関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>			第7条に規定し、関係施策を総合的かつ計画的に推進する

委員 (案)			市 (第二案：修正素案)			修正内容
条項	条文		条項	条文		
第13条	意見の聴取	市は、第7条各号に掲げる事項及び、前4条に掲げる施策の見直しに当たっては、手話関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。				第7条第2項に規定する
			第9条	情報通信技術の活用	市は、手話に関する施策に関し、情報通信の技術を活用するよう努めるものとする。	
第14条	財政上の支援	市長は、手話に関する施策を推進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第10条	財政上の措置	市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	
第15条	その他のコミュニケーション支援の推進	市は、個々の聴覚障害者の特性に応じ、手話及びその他のコミュニケーション支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	—	—	—	コミュニケーション条例において推進を図る